

夢洲 IR 誘致の液状化対策と IR 工事

4 日に夢洲で大阪 IR カジノ用地の液状化対策工事が始まった。この工事の「主体」は、大阪市なのか、それとも SPC（大阪 IR 株式会社）なのか。報道などでも、どうも明確でない。昨日もレポートした昨年 7 月の住民監査請求「通知」を再読していると、参考になる指摘がいくつか出てくる。監査請求は「合議不調」に終わったが、請求結果は住民訴訟の論点にもつながる。

- ① 本件土地課題対策の具体的な内容は、本件 IR 施設の施設計画・工事計画の内容に応じて一体で計画されるものであるところ、いずれかに変更が生じた場合には連動した対応が必要となる等、これら計画・工事の内容は相互に連動するとともに、
- ② それぞれ大規模となる本件土地課題対策に係る工事並びに本件 IR 施設の建設等に係る工事は IR 事業用地内で同時期に輻輳し、現場内の安全管理、工程管理、現場監理等が複雑化する中でも行われるところ、かような状況下で工事の安全・円滑・適切な施工を確保し、責任を明確化できる工事体制を採る必要性があり、工事全体の進め方の観点からは、土地課題対策工事と IR 工事について、同一施工主体による一貫施工とすることが必要不可欠である。また、
- ③ かような施工とすることで、IR 事業用地内で土地課題対策工事と IR 工事とを同時期に進めながらも、現場内での個々工事の輻輳を避けた合理的・効率的な工事施工が可能となり、工期短縮の実現や経費の節減を図ることができるとともに、
- ④ 施設の不具合等将来的に問題が生じた場合においても、その責任所在を明確かつ SPC に一元化することが可能となり、本市が本件土地課題対策を実施することとした場合とは異なり、仮に、土地課題対策工事に不備・瑕疵があった場合でも、実施主体として本市がその責任を問われることもない。

このように、本件土地課題対策費用を本市が負担するに際し、本件土地課題対策を SPC が自ら実施するものとした条件は、必要かつ合理的なものであり、これが本市にとって不利な条件になるとはいえないし、むしろ、公民連携して早期開業をめざすという政策目標に沿った全体工期の短縮や土地課題対策等に係る計画・工事の責任所在の明確化等の観点からは、本市の利益は大きいものと思料する。

なお、上記のような事情や前提は本件土地課題対策すべてに該当するものと考えられる。

大阪市側は夢洲の液状化対策工事などの土地課題対策は「同一施工主体による一貫工事」のメリットばかり強調している。果たしてメリットだけなのか。監査委員の指摘は次に紹介しよう。監査結果を再読しても、なぜ大阪市が「主体」なのか不明だ。

(2023 年 12 月 14 日)